

## 訪問看護利用料金表 （西暦 2024 年 10 月 1 日現在）

※介護給付費の地域区分として 1 単位 = 10 円で換算した金額で表示しています。

### ●訪問看護利用料の自己負担額 （1 回あたり）

#### ①通常時間訪問

要介護状態区分	利用時間帯	利用時間	単位	自己負担・1 割	自己負担・2 割
要支援 1・2	勤務時間内	20 分未満	303	303	606
		30 分未満	451	451	902
		30 分以上 60 分未満	794	794	1,588
		60 分以上 90 分未満	1,090	1,090	2,180
要介護 1～5	勤務時間内	20 分未満	314	314	628
		30 分未満	471	471	942
		30 分以上 60 分未満	823	823	1,646
		60 分以上 90 分未満	1,128	1,128	2,256

#### ②夜間・早朝時間訪問 ※通常時間訪問料金の 25% 増し

要介護状態区分	利用時間帯	利用時間	単位	自己負担・1 割	自己負担・2 割
要支援 1・2	18 時～22 時 6 時～8 時	20 分未満	379	379	758
		30 分未満	564	564	1,128
		30 分以上 60 分未満	993	993	1,986
		60 分以上 90 分未満	1,363	1,363	2,726
要介護 1～5	18 時～22 時 6 時～8 時	20 分未満	393	393	786
		30 分未満	589	589	1,178
		30 分以上 60 分未満	1,029	1,029	2,058
		60 分以上 90 分未満	1410	1,410	2,820

#### ③深夜時間訪問 ※通常時間訪問料金の 50% 増し

要介護状態区分	利用時間帯	利用時間	単位	自己負担・1 割	自己負担・2 割
要支援 1・2	22 時～6 時	20 分未満	455	455	910
		30 分未満	677	677	1,354
		30 分以上 60 分未満	1,191	1,191	2,382
		60 分以上 90 分未満	1,635	1,635	3,270
要介護 1～5	22 時～6 時	20 分未満	471	471	942
		30 分未満	707	707	1,414
		30 分以上 60 分未満	1,235	1,235	2,470
		60 分以上 90 分未満	1,692	1,692	3,384

※准看護師が訪問した場合、上記の金額の 90% に値する額をお支払いいただきます。

●加算料金の自己負担額

①料金表

項目		単位	自己負担・1割	自己負担・2割
☆1	初回加算1（初回に限り・1月につき）	350	350	700
	初回加算2（初回に限り・1月につき）	300	300	600
☆2	緊急時訪問看護加算2（1月につき） ※支給限度額管理対象外	574	574	1,148
☆3	特別管理加算1（1月につき） ※支給限度額管理対象外	500	500	1,000
☆4	特別管理加算2（1月につき） ※支給限度額管理対象外	250	250	500
☆5	長時間訪問看護加算（1回につき）	300	300	600
☆6	複数名訪問看護加算1 複数名の看護師との訪問（1回につき）	30分未満	254	508
		30分以上	402	804
☆6	複数名訪問看護加算2 看護補助者との訪問（1回につき）	30分未満	201	402
		30分以上	317	634
☆7	ターミナルケア加算（死亡月につき） ※支給限度額管理対象外	2,000	2,000	4,000
☆8	退院時共同指導加算（1月につき）	600	600	1,200
☆9	看護・介護職員連携強化加算	250	250	500
☆10	サービス提供体制強化加算（1回につき）	3	3	6

②加算について

☆1 **初回加算1**

新規に訪問看護計画書を作成し、病院などから退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定します。

**初回加算2**

新規に訪問看護計画書を作成した場合に、病院などから退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定します。

☆2 **緊急時訪問看護加算2**

24時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。その際には、所要時間に応じた所定単位を算定します。ひと月のうち2回目以降は早朝・夜間・深夜加算が付きます。契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせいたします。

☆3 **特別管理加算1**

在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態の場合に算定します。

☆4 **特別管理加算2**

在宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導

管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡がある状態、点滴を3日以上行う必要があると認められた状態。

☆5 **長時間訪問看護加算**

特別管理加算を算定している方に対し、90分以上の訪問を行った場合に算定します。上限2時間

☆6 **複数名訪問看護加算**（次項の方が対象になり、ご利用者又はご家族の同意を得て算定します）

- ①利用者の身体的理由（体が重いなど）により、1人の看護師等による看護提供が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状態から判断して①又は②に準ずると認められた場合

☆7 **ターミナルケア加算**

ターミナルケアとは、ご自宅で終末期を過ごしたいとお考えの方に、人生の残り時間を自分らしく過ごし、安心して最期を迎えられるよう援助する事を目的とし、病気の症状などによる苦痛や不快感の緩和、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるケアです。そのために、看護体制や他職種連携を強化する必要があり、それに対応するために設定された加算です。

☆8 **退院時共同指導加算**

病院や介護老人保健施設に入院・入所中の方が退院又は退所するにあたって、訪問看護師が病院や施設に出向き、医師や看護師等と共同して、居宅における療養上の必要な指導を行った場合に算定します。

☆9 **看護・介護職員連携強化加算**

喀痰吸引などの業務が円滑に行われるように、喀痰吸引などに係る計画書と報告書を作成し、緊急時の対応について助言を行った場合に算定される加算です。

☆10 **サービス提供体制強化加算**

勤続3年以上の職員を30%以上配置している場合に訪問1回毎に算定します。

※ 複数回の訪問が必要な場合は、緊急時を除き、訪問間隔は最低2時間空けさせていただきます

●その他の利用料

項 目		自己負担
死後の処置	税込み	10,000 円
キャンセル料	訪問 30 分前までにご連絡いただいた場合	なし
	訪問 30 分前までにご連絡いただけなかった場合	利用料金の自己負担分徴収いたします
複写物の交付	1 枚 税込み	20 円